

入札説明書

この入札説明書は、社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団（「以下 社会福祉事業団という。」）の「社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団業務委託一般競争入札（事前審査型）要領」、入札告示のほか、社会福祉事業団が発注する契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「競争入札参加者」という）が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

1 物品賃貸借概要等

入札対象業務

- (1) 件名 埼玉県障害者交流センター施設利用管理システム及びシステム用パーソナルコンピュータ機器等一式賃貸借
- (2) 場所 埼玉県さいたま市浦和区大原3-10-1
- (3) 賃貸借期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 概要 埼玉県障害者交流センターの施設管理（施設利用者情報・施設利用状況・施設予約状況等）に係る施設利用管理システムのソフトウェア、ハードウェアとその他のシステム運用に係る物品及び、システム用パーソナルコンピュータ機器等一式の賃貸借

2 入札の方法等

- (1) 社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団業務委託一般競争入札（事前審査型）要領に基づき、入札日及び入札時間内に入札書を持参する。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の消費税を除いた金額を入札書に記載すること。
- (2) 競争入札参加者は、入札説明書、契約書、業務仕様書その他の資料を熟知の上、入札しなければならない。この場合、当該仕様書等について質疑がある場合は、質疑書により説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (3) 郵送、電話、ファクシミリ等による入札は認めない。
- (4) 競争入札参加者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消をすることができない。

3 入札参加資格審査

この入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格等確認申請書及び一般競争入札参加資格等確認資料の書類を2部提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。なお、提出された書類は返却しない。

(1) 一般競争入札参加資格等確認申請書、一般競争入札参加資格等確認資料

ア 提出方法

下記の場所に2部持参すること。事前に電話で日時を連絡すること。

〒 330-8522

埼玉県さいたま市浦和区大原3-10-1

埼玉県障害者交流センター 庶務担当

電話 048-834-2245

FAX 048-834-3333

イ 提出受付期間

令和3年9月 9日(木) 午前10時00分から

令和3年9月24日(金) 午後 3時00分まで

※ 土曜、日曜、祝日を除く毎日、午前10時から12時まで及び
午後1時から4時まで（この提出受付期間を過ぎて提出した入札参加資格確認申請書等は無効とする。）

(2) 資格審査書類

資格審査にかかる書類を2部提出すること。

(3) 入札参加資格の確認通知

公告文にある入札参加資格条件を全て満たした者とする。

ア 確認通知

入札参加資格の確認結果は、一般競争入札参加資格等確認申請書等を提出した者に書面（ファクシミリ）により通知する。

イ 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の確認通知を受けた者は埼玉県障害者交流センター庶務担当に入札参加資格の有無の再確認を書面により求めることができる。再確認の結果は書面により通知する。

ウ 入札参加資格の確認に係る通知日及び提出期限等

① 入札参加資格の確認通知日

令和3年9月28日（火）

② 「入札参加資格なし」確認結果通知日

令和3年9月28日（火）

③ 入札参加資格の有無の再確認請求期限

令和3年10月1日（金）正午まで

④ 再確認の結果通知日

令和3年10月4日（月）午後5時まで

4 質疑に関する事項

仕様書等に関して質疑がある場合は、埼玉県障害者交流センター庶務担当へファクシミリにより質疑書を提出すること。

(1) 受付期間

令和3年 9月29日（水） 午前10時から

令和3年10月 5日（火） 正午まで

(2) 質疑に対する回答

質疑に対する回答は、令和3年10月7日（木）午後3時までに、入札参加資格者全員にファクシミリにて送付する。

5 入札及び開札に関する事項

(1) 入札日

令和3年10月14日（木） 午前10時

(2) 入札場所

〒330-8522 埼玉県さいたま市浦和区大原3-10-1

埼玉県障害者交流センター 第1・2研修室

(3) 開 札

入札終了後直ちに開札する。

6 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、見積金額の100分の5以上の額（一円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする）の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合には、その全部又は一部の納入を免除することができる。

ア 入札参加希望者が保険会社との間に社会福祉事業団を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 国（公団を含む。）又は地方公共団体等（出資法人を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を公示前の過去2年の間に2回以上すべて誠実に履行した者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

ウ その他上記に準ずる場合であると認めたとき。

- (2) 入札保証金の納付方法は次のとおりとする。

ア 入札参加希望者は、入札保証金を入札日の前日までに 社会福祉事業団口座に振り込むものとする。振込先口座については、別途通知する。

イ 入札保証金の納付を証する証票を持参し、要領16条2項に規定する参加資格の確認の際に入札執行者に提示する。

- (3) 上記（1）の アに該当する場合の免除の方法は、次のとおりとする。

ア 提出方法

原則として保険証券を入札場所に持参する。

イ 提出期限

令和3年10月14日（木）入札開始前まで

(4) 上記（1）のイに該当する場合の免除の方法は、次のとおりとする。

ア 国（公団を含む。）又は地方公共団体等（出資法人を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を公示日前過去2年の間に2回以上すべて誠実に履行したものについて、その契約書の写し及び業務完了検査結果通知等履行を証明するものの写しを一般競争参加資格等確認申請書に添付すること。

イ 社会福祉事業団と締結し履行した業務委託については、履行を証明するものの写しを省略することができる。

(5) 入札保証金は、入札の終了後に還付する。

なお、落札者がその責めに帰すべき理由により契約を締結しないときは、落札者に係る当該入札保証金は還付しない。

7 入札に関する注意事項

(1) 入札の執行

ア 入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を執行しないことがある。

イ 一度提出した入札書を書換え、引換又は撤回することはできない。

ウ 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(2) 提出書類

ア 入札金額見積内訳書（1回目のみ）を入札書とともに添付、又は提出すること。

イ 落札者は、落札決定後、課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。

(3) 再度入札

ア 初度の入札において落札者がいない場合は、入札条件を変更しないで、再度入札に付する。再度入札は2回とする。

イ 再度の入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とする。ただし、初度入札において無効の入札を行った者は、再度入札に参加することができない。

(4) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。再度入札によっても、予定価格の制限の範囲内で入札を行った者がいない場合は、2回目の再度入札を行った者のうち希望する者による見積書の提出により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって随意契約

を行うものとする。

イ 落札者となるべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、くじ引きを実施して落札者を決定する。

- (5) 最低制限価格
設定しない。

8 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団業務委託一般競争入札（事前審査型）要領第22条及び会計事務処理要領第2章第6節第2の5に該当する入札
- (2) 入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札
- (3) 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書、確認資料又は添付資料を提出した者による入札

9 契約保証金に関する事項

- (1) 落札者は契約金額の10分の1以上（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた金額）の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合には、その全部又は一部の納付を免除することができる。

ア 契約の相手方が保険会社との間に社会福祉事業団を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 公告日前過去2年間に国（公団を含む。）又は地方公共団体等（出資法人を含む。）と締結し履行した種類及び規模をほぼ同じくする契約について、その契約書の写し及び業務完了検査結果通知等履行を証明するものの写しを提出したとき。

- (2) 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、契約者がある責に帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は還付しない。

10 契約書作成の要否 要

11 入札参加資格審査に係る確認資料の提出について

- (1) 本入札参加希望者は、以下の書類を持参し、提出すること。

ア 一般競争入札参加資格等確認申請書（様式第2-1号）

イ 一般競争入札参加資格等確認資料（様式第2-2号）

ウ 登録等の状況（様式第3号）

- ・ 法人登記簿謄本又はこれに代わる履歴事項全部証明書（発行後3ヶ月以内のもの）

・それぞれ所管官庁の受領印等のある写し又は有効な証明書類
エ 同種同業の履行実績（様式第4号）

・業務の履行実績調書（契約書の写し添付）

平成28年4月1日から令和3年3月31日までの過去5年間に、継続して1年以上誠実に履行した実績があること。

1.2 その他必要な事項

(1) 入札参加者が、入札に関して要した経費は、すべて当該競争入札参加者が負担するものとする。

(2) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

〒330-8522 埼玉県さいたま市浦和区大原3-10-1

埼玉県障害者交流センター 庶務担当

電話：048-834-2245 FAX：048-834-3333

一般競争入札参加資格等申請に係るチェックリスト

このチェックリストは添付資料と一緒に綴じ込まずに持参してください。

件 名

埼玉県障害者交流センター施設利用管理システム及びシステム用パーソナルコンピュータ機器等一式賃貸借

※ 作成した書類には、□を塗りつぶして■にする。

※ 下記の書類に必要事項を記入する。

- 1 一般競争入札参加資格等確認申請書（様式第2-1号）
- 2 一般競争入札参加資格等確認資料（様式第2-2号）
- 3 登録等の状況（様式第3号）
- 4 法人登記簿謄本又はこれに代わる履歴事項全部証明書（発行後3ヶ月以内のもの）
- 5 それぞれ所管官庁の受領印等のある写し又は有効な証明書類
- 6 同種業務の履行実績（様式第4号）
- 7 平成28年4月1日から令和3年3月31日までの過去5年間に継続して1年以上誠実に履行した業務履行実績（契約書の写し）